資料１

第 58 回　旧ＲＤ最終処分場問題連絡協議会の開催結果

■日　　時　　令和８年９月 14 日（月）19:00～21:35
■場　　所　　栗東市コミュニティセンター治田東（栗東市安養寺 205）
■主な質疑・ご意見(⇒県の回答、→栗東市の回答、➡コンサルの回答)

１　前回の開催結果について

① PFOS および PFOA について、国の通知には、運用上の指針として、排出源となりうる施設の周辺地域、指針値を超える地域、水道水源や地下水利用が行われている周辺地域で積極的に測定していくことが示されている。また、塩類濃度が高い海水を含む公共用水域や地下水に対して測定方法が示され、熊本市においては最終処分場周辺で調査も実施されている。よって、塩類濃度が高いから測定が行えないというのは違うのではないか。

⇒ 令和２年５月 28 日付け環境省水・大気環境局長通知が示された後に、PFAS に関して様々な研究が行われており、共存物質が存在する場合に定量性が落ちる可能性があることが示されている。また、米国における表流水等を対象とした EPA1633A という分析方法には、廃棄物の浸出水に係る試料は分析時に大きな問題を引き起こす可能性があると書かれていることからも、調査を進めているところ。

➡ きれいな水を対象とする分析方法が示されている一方で、廃棄物に由来する水は塩類だけでなく有機物も含まれている。学術誌において、この有機物が塩類とともに妨害となると言われており、測定の不確かさを生むとされている。

➡ 農作物の PFAS の残留性について健康被害が出る許容量を大きく下回るということが農林水産省から発表されている。

② 下流側地下水の測定結果を含め PFAS についての国への相談状況はどうか。

⇒ 国のほうでは研究機関と連携し、最終処分場の PFOS 等の実態把握等の調査を進め科学的知見の充実を図られている。そのうちの一つである国の研究機関とのⅡ型共同研究に当県の研究機関も参画しており、研究機関を通じて情報収集等を行っている。

③ 今の旧処分場は一応疑似管理型でやってるということで、今後遮水壁を取り外すというとこまでは行けないかもしれないなと思っていたが、下流の地下水に PFAS や有機物等が多く含まれているということであれば遮水がうまくできていないことになるのではないか。

⇒ PFAS は対策工事前のデータがないため評価はできない。遮水については、旧処分場由来で分かりやすい 1,4-ジオキサンでも塩類でいうと塩化物イオンでも、遮水壁の効果がある Ks3 層も Ks2 層も同じレベルまで低下していることから、遮水は効いているということでアドバイザーから再度意見をもらっている。

④ PFAS は全国的に問題になっており、測定における課題でできないとするのではなく、可能な範囲で調査を行い、現状把握をするなど何かしらの対応を進めるべきではないか。

⇒ PFAS については様々な分析方法が示されており、各方法において前処理の方法等が異なっている。測定をしていくにあたって、測るものの性状にあった方法を

選択する必要があることから調査研究を進めている。

２　令和８年度第１回モニタリング調査結果について

⑤ 経堂池はホースパークの一画となると思うがスケジュールはどうなっているのか。また、経堂池の水について現在は農業用水基準（要望値）で評価をしているが、農業用ため池ではなく公園の池となると、どういう基準で評価することになるのか。

→ ホースパークについてはサウンディングで業者選定をされているところであり、小野自治会さんから購入する形で話は進んでいるが具体的な時期は担当課から聞いていない。農業用水ではもう使用せず、池そのものを埋めるという案もあると聞いている。

⇒ 公園の池ということであれば公共用水域として調査をすることになると考えられる。旧処分場からの表流水としては洪水調整池で引き続き調査をさせていただく。

⑥ 平成 23 年度に採水方法を変更して検出状況が変わったことから、その説明を資料に書いてもらっていた。令和５年度に様式が変わってからなくなっているので復活させてほしい。

⇒ 記載場所を検討させていただき、対応させていただく。

３　維持管理の状況について

⇒ 特に意見なし

４　その他（対策工事の有効性の確認後の周辺環境モニタリング等について）

⑦ 来年度から経堂池の表流水を測定しないとのことだが、今後所有者となる栗東市が調査を行うのか。

→ 池の水を利用するのであれば測定を行う可能性はあるが、計画によっては池自体を全部埋めてしまうという可能性もあると担当課から聞いている。

⑧ 水処理施設の処理水の PFAS は測定していないが大丈夫か。まず出てこない項目を減らしてでも PFAS を測定することを検討するべきではないか。

⇒ 下水投入しているため周辺への流出はない。また、廃棄物処理法上において基準や測定方法が決まっていない状況もあるため、分析方法含めて調査研究を進めているところである。処理水については下水道への投入にあたり項目等含めて定めており、検出されていないから削るというのは難しい。

５　その他（対策工事の有効性の確認後の意見交換のあり方について）

⑨ ２部のモニタリング等の説明会について自由参加とされているが栗東市が参加しなくなることはないのか。

→ 引き続き参加する。

⑩ 対策モードから管理や利用モードに変わることによって安全性の確認行為が低くなることはあってはならない。今後、管理モードになる上で具体的にどのようなことをやっていくのかはわかるようにしてほしい。

⇒ モニタリング調査や維持管理をやめるわけではなく必要なことは引き続きやっ

ていく。また、これまでから対応させていただいている維持管理情報の配布やモニタリング調査結果の配布は継続していく。

⑪ 関係者が集まって、より良い環境になるために議論する場は必要であるため、説明会形式という表現ではなく協議できる場を継続するべきである。

⇒ 関係者で集まりご意見をいただける場は貴重と考えており、引き続きお願いしたい。

⑫ 連絡協議会等については議事録や議事概要を残してもらっているため、今後も同様の対応をお願いしたい。また、跡地利用協議会の議事録はあるのか。

⇒ 跡地利用協議会については概要版を掲載している形となっているので、ある程度詳細な形で残すか検討させていただく。

⑬ 有効性の確認後は旧処分場が順調に収束していくことが前提にあると思うが、この前提が自然災害などで崩れた場合は協議会を招集するなど考えておくべきではないか。

⇒ 自然災害などはいつ起こるかわからない。それによって設備が損傷することも考えられる。その際は必要な対策を行っていくので安心いただきたい。

６　その他

⑭ アーカイブについて印刷部数が少ない。そのため配布方法を検討すべき

⇒ 配布方法については検討させていただく。

⑮ 栗東市で実施された調査委員会等の資料を何かにまとめるとか、ホームページに掲載できないか。

→ 持ち帰って前向きなものでできるように頑張りたい。

⑯ アーカイブにすべてが記載されているわけではない。内容についてはまだ討論すべきであると思う。アーカイブから削除された黒い物質について、工事の仕様書に具体的な場所等の指示はあったのか。

➡ 細かい記載はないが、言っておられる高アルカリ源のＢ工区については、粘土層に穴が開いているところまで掘って、それより上の廃棄物土についてはすべて一度取り除かれている。その上で選別した廃棄物は処分し、埋め戻すものについてはしっかり分析を行って基準に適合していることを確認している。黒いタール状の油のようなものであれば選別の前の掘削の段階において目視で廃棄物としてはじいて処分している。

そういうタール状のものを埋め戻していたら、働いておられた従業員の方はみんな分かるし、すぐうわさとして広がる。そういうことがないということは、工事の仕様で、除去するものや検査を受けて適合したものだけ埋め戻すというルールが決められており守られていたということである。弊社の常駐の者が常に監視もしていたので、ご信頼いただきたい。